



Disclosure 2024

兵庫信用金庫の現況



<https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/>



地域貢献度の高い 信用金庫をめざして

理事長 園田和彦



ごあいさつ

初夏の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は兵庫信用金庫に格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

おかげさまで、当金庫は本年4月1日に設立50周年を迎えることができました。これもひとえに、お取引先をはじめ地域の皆様からのご支援・ご指導の賜物と心より感謝申し上げます。

このたび、当金庫の経営理念、事業方針をはじめ、財務、業務内容や地域貢献活動について分かりやすくお伝えし、より一層のご理解をいただくことを願ひ「兵庫信用金庫の現況2024」を作成いたしました。是非ご高覧いただき、当金庫が更に皆さまのより身近な金融機関になることができれば幸いです。

さて、令和5年度における我が国経済は、新型コロナウイルスが5類に移行し、経済活動の正常化が一層進むとともに、物価の上昇と賃上げの動きもあり、日経平均株価はバブル期につけた史上最高値を更新しました。こうしたなか、本年3月には日銀は2%の「物価安定目標」を持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったとして、マイナス金利解除やイールドカーブ・コントロールの撤廃を決定しました。今後も、賃金・物価情勢や景気動向を見極めながら、金融政策の方針を決定していくと考えられます。

また、地域経済を取り巻く環境は、少子高齢化・後継者不足等の根源的な問題に加え、コロナ禍で財務状況が悪化した中小・零細企業も多く、厳しい状況にはありますが、地域金融機関としての使命を全うすべく、お客様の資金繰りの安定や業務の支援等に一層注力してまいります。

このような環境下ではありましたが、当金庫は「第10次中期経営計画」の初年度として、「地域・お客様の成長と“ひょうしん”の成長の両立」の基本方針のもとに、地域密着型の営業活動を徹底し、皆様から変らぬご支援を賜った結果、令和5年度の経常利益は1,828百万円、当期純利益は1,844百万円となりました。

なお、経営の健全性を示す自己資本比率は10.88%と、国内基準である4%を上回っており、十分な水準を維持しております。

令和6年度も引き続き、1.「企業の成長支援と家計の資産形成支援の徹底」、2.「営業力強化に向けた組織運営」、3.「地域・お客様の成長を担う人材の育成」、4.「リスクテイク（信用・市場）とリスク管理の対応力強化」のもとに、信用金庫の原点に回帰し、地域の皆様のお役に立ち、地域で最も信頼される金融機関を目指し、役職員一同、努力を重ねていく所存です。

今後とも、一層のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年6月

CONTENTS

金庫の概要

- 当金庫の概要 02
- 令和6年度の事業方針 03
- 兵庫信用金庫と地域社会 04

経営体制

- 総代・総代会 06
- 組織・役員一覧 08

リスク管理体制

- 内部管理基本方針 09
- リスク管理体制 10
- コンプライアンス態勢 12
- マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー 13
- お客様保護態勢 14

地域密着をめざして

- 中小企業の経営支援 18
- 職場環境向上への取組み 21
- 地域貢献・環境推進活動 22
- 沿革・トピックス 24

営業のご案内

- 営業のご案内 25

資料編（財務内容）

- 開示項目一覧 30
- 令和5年度の業績 31

店舗のご案内

- ひょうしんのネットワーク 32



コンセプトは未来。ひょうしんのシンボル「のじぎく」を表現しています。アーチ状になったたくさんの丸はテクノロジーとともにお客様のニーズにお応えしながら、お客様とともに歩みつけていくひょうしんと、お客様の未来のために、ニーズにあった対応を常に心がける強いリーダーシップ精神を表現しています。

当金庫の概要

◆ 経営理念

まこと
愛と信と和を基に

あふるる活力により

金庫の発展をめざし

しあわせ
私たちの幸福とともに

地域社会に価値ある存在となろう

◆ 金庫の概要 令和6年3月末現在

創業 昭和6年1月12日

店舗数 40カ店

本店 姫路市北条口三丁目27番地

店外ATM 13カ所

会員数 41,298名

役員数 486名

出資金 2,418百万円



◆ ビジョン

地域貢献度の高い金融機関

本当に地域が望んでいるものは何かをお客さまとの「輪」の中から見極め、以下の三つの信用金庫をめざします。

1 法令を守る信用金庫

2 収益力の強い信用金庫

3 活気のある信用金庫

◆ 当金庫の主要な事業の内容

1 預金業務

預金
当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金を取り扱いしております。

譲渡性預金
譲渡可能な預金を取り扱いしております。

2 貸出業務

貸付
手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。

手形の割引
商業手形、でんさいの割引を取り扱っております。

3 内国為替業務

振込、送金および代金取立等を取り扱っております。

4 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

5 附帯業務

代理業務
①日本銀行歳入代理店
②地方公共団体の公金取扱業務
③独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
④株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
⑤独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
⑥信託代理店業務

保護預りおよび貸金庫業務
有価証券の貸付
債務の保証
公共債の引受
国債等公共債および証券投資信託の窓口販売
保険商品の募集業務(保険業法に基づく保険募集)
共済募集業務(中小労災共済法に基づく共済募集)
電子債権記録業に係る業務
でんさいネットによる決済サービスを取り扱っております。

令和6年度の事業方針

◆ 中期経営計画

当金庫は、令和5年度を開始年度とする期間3力年の経営計画「第10次中期経営計画—「共通価値」の深化— 地域・お客様の成長とひょうしんの成長の両立」を策定しております。

本計画におきましては、これまで取り組んできた「地域・お客様との共通価値の創造と発展」を継続・拡大していくため、お客様への貢献を更に推し進めると共に、「兵庫信用金庫の成長」の両立を目指しております。

また、「経営理念」に基づき、以下4つの基本方針を策定しています。

第10次中期経営計画の概要	
名称	第10次中期経営計画 —「共通価値」の深化— 地域・お客様の成長とひょうしんの成長の両立
期間	自2023年(令和5年)4月1日 至2026年(令和8年)3月31日
基本方針	1. 企業の成長支援と家計の資産形成支援の徹底 2. 営業力強化に向けた組織運営 3. 地域、お客様の成長を担う人材の育成 4. リスクテイク(信用・市場)とリスク管理の対応力強化

※共通価値:当金庫が、お客様との課題の共有、最適なソリューションを通じて、地域やお客様と共に成長・発展していく好循環の関係

◆ 令和6年度事業計画

令和6年度は、第10次中期経営計画における4つの基本方針に基づき、右記の重点施策に取り組んでまいります。

当金庫は、これまでお客様との関係性構築に向けその機会を増やすほか、お客様が真に必要としているニーズや情報を営業店・本部が一体で把握・管理する体制を整備し、お客様の課題解決に向けた最適なソリューション提供を推し進めてきました。

本計画では、これを一層深化させ、お客様の持続的成長が当金庫の収益に結びつくような好循環、すなわち「共通価値」の創造と発展に向け取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

持続可能な社会の実現に向けて当金庫は、令和3年4月1日に「ひょうしんSDGs宣言」を公表いたしました。詳しくは、「ひょうしんSDGs宣言(P22)」をご参照ください。

1. 企業の成長支援と家計の資産形成支援の徹底
重点施策
(1) 情報リレーション(課題解決型)営業と伴走支援の強化 (2) ライフステージに応じた顧客本位の金融サービスの提供
2. 営業力強化に向けた組織運営
重点施策
(1) 最適な人員配置と店舗戦略の推進 (2) 本部業務を中心としたデジタル化・業務効率化の推進
3. 地域、お客様の成長を担う人材の育成
重点施策
(1) 職員一人ひとりの自己成長促進への取り組み (2) 働きがいの追求と貢献意欲向上への取り組み
4. リスクテイク(信用・市場)とリスク管理の対応力強化
重点施策
(1) お客様の企業価値向上に資する支援等への取り組み (2) 市場動向に応じたポートフォリオの再構築とモニタリング強化

各種施策の実施により、持続可能な社会の実現に貢献する

兵庫信用金庫と地域社会

ひろげましょう 心と心のおつきあい

◆ ひょうしんの地域貢献に関する考え方

当金庫は、姫路・神戸を中心に県下の瀬戸内沿岸地域を主な事業区域として、地区内の中小企業者や住民が会員となって、相互に助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域金融機関です。

当金庫は、経営理念の中に「地域社会に価値ある存在となろう」やビジョンとして「地域貢献度の高い金融機関」になることを掲げており、地元の中堅企業並びに地域の皆さまに対して、金融を通じた地域経済への貢献が使命であると考えております。特に、皆さまからお預かりした大切なご預金は、地元で資金を必要とする方々にご融資を行い、事業や生活の繁栄のお手伝いをする事で、地域経済の持続的発展に努めております。

今後も、本業である金融機能を介した資金や情報の提供のほか、地域社会の一員として文化面や環境保全などの地道な活動を通じて、地域の皆さまとの絆をより強いものにし、広く地域社会の活性化に貢献してまいります。

※計数は令和6年3月末現在

お客様からお預かりしている預金積金について

地域の金融機関として、お客様からお預かりしている大切な財産を安全・確実に運用し、地域の発展に努めてまいります。また、地域のお客様の資産づくりのお手伝いをするために新商品の開発やサービスの充実に向けて努力してまいります。

※当金庫で取り扱いしております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■預金積金残高…………… 715,922百万円

お客様 / 会員

会員数：41,298名
出資金：2,418百万円

貸出金以外の運用に関する事項

融資以外の運用については、運用資産の安全性や流動性を重視し、そのリスクを十分把握した上で、収益性を高めるために有価証券投資や預け金の預入等を行っております。また、経済環境の変化や金利・株価・為替等の変動に対応した運用に努めております。

有価証券の期末運用残高は、前期比155億円増加して2,540億円となりました。

保有する有価証券と預金残高の比率(預証率)は、35.4%です。

■余資運用残高……………415,540百万円

※余資とは、預け金、コールローン、買入金銭債権、有価証券のことをいいます。

出資金

預金積金

ひょうしん

店舗数：40カ店
役職員数：486名

貸出金

支援サービス

今期の決算について

「顧客や地域から真に必要なとされる金融機関」の実現に向け、情報リレーション営業や伴走型支援に注力したものの、資金需要の停滞や新型コロナ関連融資の償還等により貸出金は伸び悩み、貸出金利息は減少しました。

しかしながら、堅調に有価証券利息配当金を確保したことに加え、業務効率化等により経費が減少した結果、当期純利益は18億円を計上することができました。

地域のお客様へのご融資について

お客様からお預かりしている大切な預金積金は、地元企業の健全な発展と地域社会の活性化を目的として還元しております。また、様々な事業資金や個人消費資金ニーズにお応えするため各地方公共団体の融資制度等を活用し、融資商品の拡充に努めてまいります。

※当金庫で取り扱いしております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■貸出金残高…………… 314,177百万円

■預金積金に占める貸出金の割合… 43.88%

■貸出金残高の内訳

事業性資金…………… 214,582百万円

個人向け資金…………… 78,850百万円

地方公共団体向け資金… 20,744百万円

取引先へのご支援等について

当金庫は、地域に密着した金融機関として、地域の皆様に貢献することをめざし、財務面の問題はもとより、販路開拓、人材確保の支援及び事業承継等、お客様のライフステージに合わせた相談ニーズに幅広く対応できる態勢を整えております。様々な外部の専門機関とも連携を図りつつ、本部と営業店とが一体となってサポートに努めております。



「ひょうしん」はお客様との対話を通じてお客様本位の良質な金融サービスを提供いたします。

総代・総代会

◆ 総代会制度について

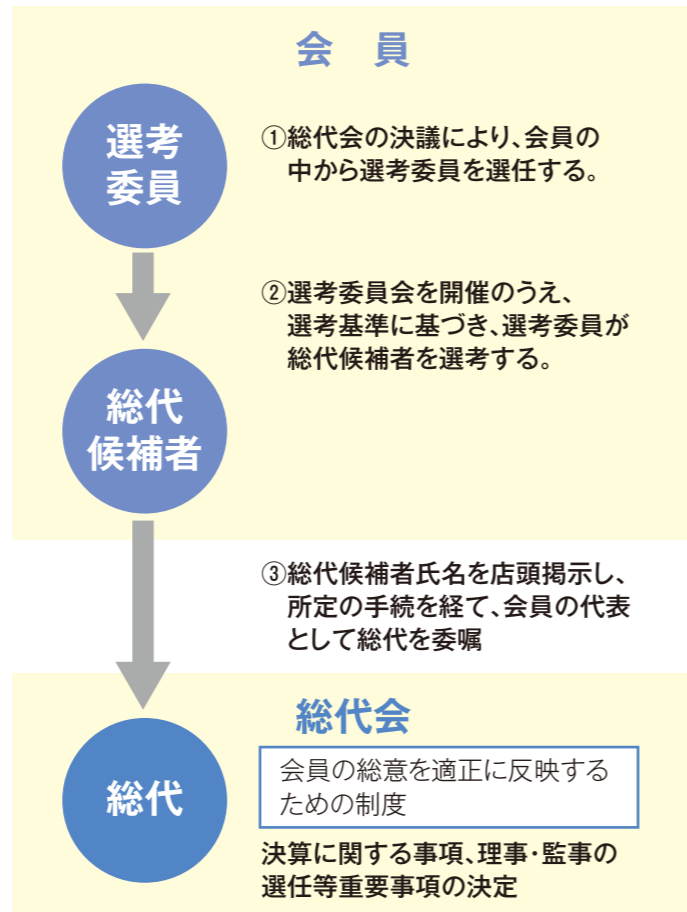
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客さま満足度調査を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



◆ 総代とその選任方法

① 総代の任期・定数

- 総代の任期は2年です。
 - 総代の定数は130人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。
- なお、令和6年6月末現在の総代数は130人で、会員数は41,147人です。

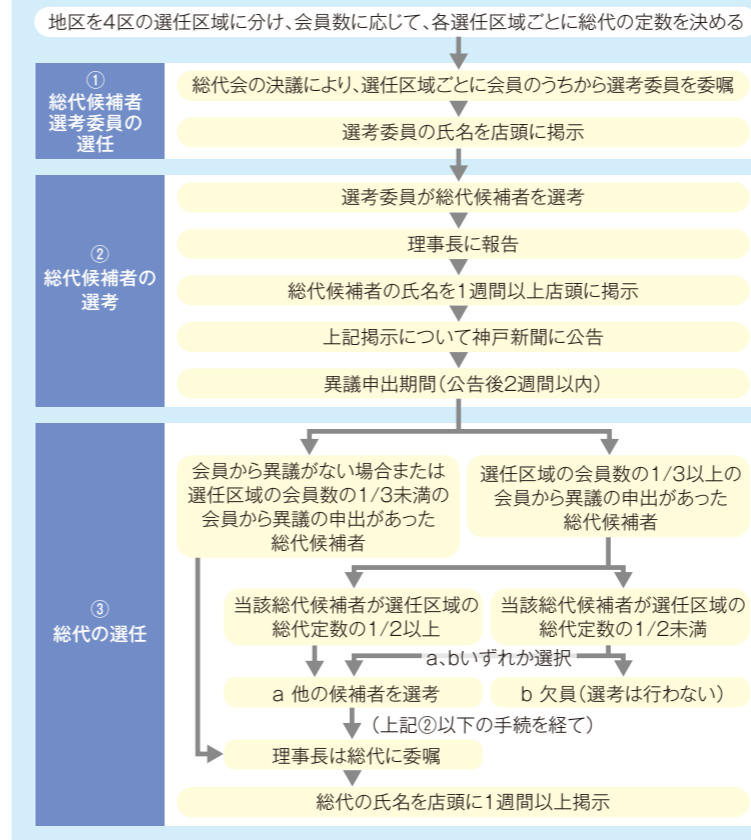
② 総代の選任方法

- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。
- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - ② 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
 - ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

総代候補者選考基準

① 資格要件	● 当金庫の会員であること
② 適格要件	● 人格、識見に秀れ、良識をもって正しい判断ができる方 ● 地域における信望が厚く、総代として相応しい方 ● 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有し、金庫の発展に寄与できる方 ● 80歳未満の方 ● その他総代選考委員会が適格と認めた方

【総代が選任されるまでの手続について】



◆ 第50期通常総代会の決議事項

令和6年6月18日開催の第50期通常総代会において、下記事項の報告の後、次の各議案が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

- ① 報告事項
 - 第50期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- ② 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分案承認の件
 - 第2号議案 会員の法定脱退(除名)の件
 - 第3号議案 任期満了に伴う理事8名選任の件
 - 第4号議案 任期満了に伴う監事2名選任の件

◆ 総代の氏名

(令和6年6月末現在) ※氏名の後の数字は総代への就任回数

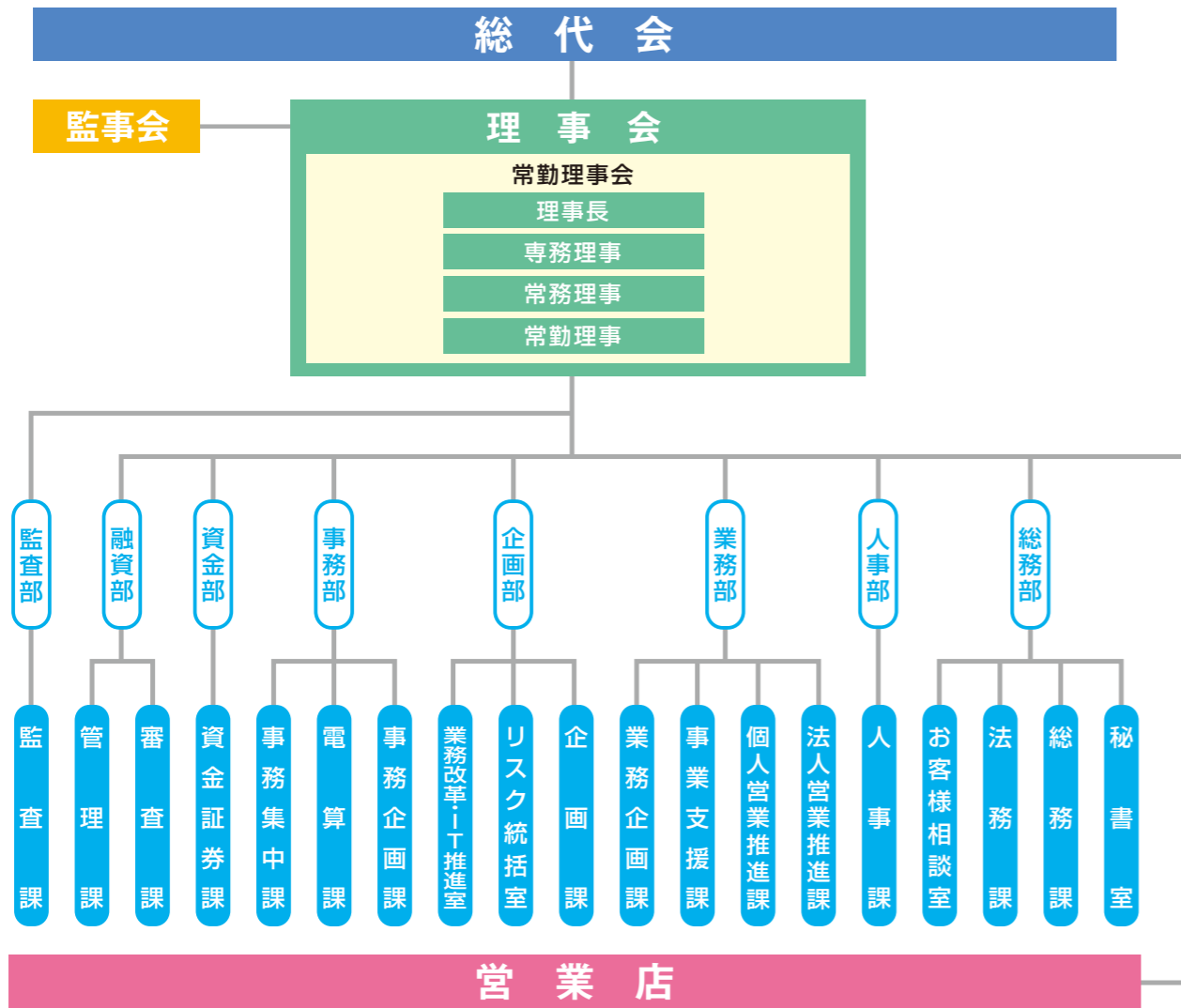
第1地区 姫路市、たつの市、宍粟市、揖保郡及び神崎郡 (52人)
朝生大吉⑤ 阿比野剛⑩ 井上明久③ 植田誠一郎③ 大西健一⑩ 大西賢一① 大西雅之④ 岡田兼明⑩ 岡部泰典② 片岡和樹① 勝間功雄④ 加藤勝洋⑦ 金城裕満⑥ 神崎文吾③ 木津真人⑦ 栗田浩③ 合田博⑥ 佐和吉敬⑫ 澤田脩一⑩ 重岡良則⑦ 諏訪良介① 羅川英毅④ 高島真一郎⑪ 立花充⑨ 田寺宣文③ 田中康則⑫ 利安宏文③ 永井敬裕④ 中尾泰三⑥ 永岡準司⑨ 長澤靖明② 西村憲行② 服部晴明④ 濱本博司⑨ 早瀬竜太郎⑫ 平野勝也⑩ 福山一郎⑦ 藤井邦彦② 藤木浩一⑩ 藤橋拓志⑩ 帽田泰輔⑥ 本田明良⑨ 本田真一郎⑥ 松原康浩⑤ 三木典子③ 水田裕一郎④ 水本雅史⑬ 村角伸一⑪ 矢野善人⑨ 山野博也③ 横田昌彦⑤ 横野修三⑨
第2地区 赤穂市、相生市、赤穂郡及び佐用郡 (16人)
天野隆裕⑫ 大木善夫⑬ 小河清之⑥ 小川寛② 奥藤利文② 司波尚俊⑩ 重田博雄⑥ 谷本学⑫ 塚崎純⑥ 寺田祐三⑫ 西田欣泰⑤ 前田邦稔③ 松井勝彦⑥ 湊信秀⑤ 目木敏彦⑩ 横山弘介⑬
第3地区 高砂市、加古川市、加西市、小野市及び加古郡 (10人)
栗原直樹③ 黒田直克① 小苗治隆① 助永嘉伸⑥ 住吉孝雄① 仲上常幸⑩ 濱中幹雄⑧ 林藤雄⑤ 蓬莱昭治③ 圓山善輝⑩
第4地区 明石市、三木市(旧美婁郡吉川町を除く)、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市及び三田市 (52人)
荒巻道洋④ 安藤文久⑦ 石坪浩一⑦ 石原良樹⑧ 井上吾郎① 上田耕司⑪ 櫻修滋⑩ 大橋博⑬ 大道公一③ 岡澤和俊⑨ 奥田一弥⑪ 乙守典厚⑬ 小野純夫⑪ 亀田昇① 木村康次郎⑥ 小口壽一⑧ 鈴木祐一⑥ 須藤明彦⑤ 角南忠昭⑬ 田上育宏③ 武井宏之⑦ 谷脇泉① 塚本哲夫⑫ 槌橋悦次④ 道清雅彦⑪ 富永彰良⑪ 中内仁⑨ 中野宏一郎⑦ 中原昭吉① 西川有美子① 橋本和典⑥ 平岡謙二⑤ 藤秀満⑬ 藤井榮蔵⑪ 藤田秀樹① 藤本雅也⑥ 藤原正典① 前田靖文⑬ 時野栄二郎① 丸山恵右⑫ 水垣宏隆⑩ 溝本俊哉① 南修理⑦ 本谷兼三⑬ 安井和樹⑪ 安田寛造③ 安場賢志② 山口元⑧ 尤昭福⑩ 吉谷博光⑤ 米田篤史④ 脇坂安知⑧

以上130人 50音順(敬称略)

◆ 総代の属性別構成比

- 職業別/法人役員126人(96.9%)、個人事業主4人(3.1%)
 - 年代別/70代以上52人(40.0%)、60代45人(34.6%)、50代30人(23.1%)、50代未満3人(2.3%)
 - 業種別/製造業31人(23.9%)、卸・小売業25人(19.2%)、建設業32人(24.6%)、サービス業13人(10.0%)、不動産業8人(6.2%)、その他21人(16.1%)
- ※法人役員の方は属されている法人の業種で分類しています。

組織・役員一覧



営業店

役員

理事長(代表理事)	園田和彦	常勤理事	後藤武
専務理事(代表理事)	木村真也(※1)	非常勤理事	新尚一(※1)
専務理事(代表理事)	井上和明	非常勤理事	澤田恒(※1)
常務理事(代表理事)	益尾匡則	常勤監事	内波浩一
常務理事	津元健志	非常勤監事	北本敏(※2)

※1 理事 木村 真也、新 尚一、澤田 恒は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 監事 北本 敏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

執行役員

執行役員	所 招生	執行役員	船 引 紀 昌
執行役員	阿 在 知 彦	執行役員	山 野 富 広

会計監査人

有限責任 あずさ監査法人

(令和6年6月末現在)

内部管理基本方針

当金庫はビジョンとして、地域貢献度の高い金融機関となることを掲げ、これを具現化するために「①法令を守る信用金庫、②収益力の強い信用金庫、③活気のある信用金庫」を目指しております。

また、業務の健全性及び適切性を確保するための揺るぎない内部管理態勢があつてこそ、地域社会と共存・共栄が可能な地域貢献型の金融機関であることを経営の方針としております。

理事会はこれらビジョンや経営の方針に基づき、以下のとおり、当金庫の業務の健全性及び適切性を確保するための態勢整備に係る内部管理基本方針を定め、組織全体に周知させることにより、地域の皆様に、より一層の安心・信頼をお届けしてまいります。

内部管理基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針及び遵守基準を定めた「コンプライアンス・ポリシー」を策定する。かつ、役職員が遵守すべき基本法令等を列挙し、違反行為の防止や早期発見をするための具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンスを表現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。また、各規定を全役職員に配付し組織全体に周知させる。
- 顧客保護等管理の整備・確立についても顧客保護及び顧客利便向上の観点から経営の最重要課題の一つとして位置付け、その基本理念・対応方針等を定めた「顧客保護等管理方針」「顧客保護等管理規定」を策定し、全役職員に周知徹底する。
- 法令等遵守・顧客保護等管理に関する事項を一元管理する統括部門を設置するとともに本部各部および営業店毎にコンプライアンス担当者を配置し、統括部門との連携を図る。また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。
- 法令等遵守・顧客保護等管理に係る諸施策を具体的に検討・評価し、コンプライアンス体制を確立するためコンプライアンス委員会を設置する。同委員会にて、不祥事件等重大なコンプライアンス違反の恐れがあるとの結論に至った場合は、直ちに理事長に報告するとともに、付議基準に該当する案件は理事会、常勤理事会に付議する。
- 上記の法令等遵守・顧客保護等管理に係る管理態勢に基づき、それらを補完し、コンプライアンス体制をより適切なものとするために、各下位規定を整備し周知する。
- 監査部門は、内部管理態勢の有効性及び適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内部監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。

- ②子法人等担当理事及び統括部門、並びに当金庫が就任させた非常勤の取締役、監査役は、当該子法人等の取締役会、株主総会、並びに重要な会議等に出席し、リスク管理に係る諸問題を把握・検討・管理する。
- ③当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制
 - ①当金庫は、子法人等における業務分掌、職務権限をそれぞれ業務運営規定、職務権限規定に定めると共に関連会社管理マニュアルで詳細に明記する。
 - ②子法人等に係る統括部門または管理部門は、相互に意思の疎通を図り、グループとしての円滑な事業運営に資するため、子法人等の規模や特性等を踏まえて定期的な会議を開催する。
 - ③当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①監査部門は、子法人等の法令等遵守態勢の有効性及び適切性に係る検証を行い、その結果は監査部門担当理事を通じ理事会等に報告する。重要事項については、都度監査部門担当理事を通じ、理事会等に報告する。
 - ②監査部門は、子法人等及び子法人等統括部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。
 - ③当金庫グループにおける法令違反等の未然防止と早期解決を図るため、子法人等の取締役等及び従業員も当金庫の内部通報制度を利用することができる。

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当金庫の理事の職務の執行に係る情報・文書は、「理事会規定」、「常勤理事会規定」等に基づき議事録を作成し、適切に保存・管理する。
- ②当金庫の理事および監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①金庫業務に係る各種リスクを統一的に把握・管理し、適正なリスクの範囲内での業務運営を図るため「リスク管理基本規定」及びリスクカテゴリーに応じた管理規定を定めるとともに、年度ごとにリスク管理方針を策定し、金融情勢の変化に対応する。
- ②各種リスクを管理するリスク管理担当部門及び各種リスクを統合し管理できる体制を整備し、リスク管理の効的および相互牽制機能を確保する。
- ③リスク管理担当部門はリスクの状況の定期的又は必要に応じて随時ALM委員会等を通じ、リスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、各担当部門が管理する各種リスクを統一的に管理し、リスク管理状況の検証およびリスク状況の報告を受け、今後の対応につき討議・検討する。また、経営に重大な影響を与える事案については理事会に対し随時報告する。
- ④監査部門は、リスク管理態勢の有効性及び適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内部監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。
- ⑤大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生時に生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、理事会により改廃される「危機管理・業務継続方針」、「緊急時対応基準(コンティンジェンシープラン)」、「業務継続基本計画」に基づき、平時より危機管理体制、業務継続体制を整備する。

4. 当金庫の理事の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制

- ①理事会とその委任を受けた審議・決定機関である常勤理事会を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規定(および付議基準)」および「常勤理事会規定(および付議事項)」に定める。
- ②理事会は、業務運営・業務分掌・職務権限等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- ③理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定める。

5. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(第3項および第4項において「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
 - ①子法人等の担当理事は、関連会社管理規定等に基づき、子法人等から経営上の重要事項に関する報告を受ける。
 - ②当金庫関係部及び子法人等の定例会を定期的開催し、経営上の課題等について協議するとともに、当該子法人等の経営上の重要事項に関する報告を受ける。
 - ③内部監査部門は、定期的又は必要があると認められるときは、法令等に抵触しない範囲において、コンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告する。
- ②当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ①子法人等の規模や特性等を踏まえ、業務内容に応じた管理部門を関連会社管理規定及び関連会社管理マニュアルに定める。

6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- ①当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、十分検証できる能力を有する職員を配置することができる。

7. 前条の職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

- ①当金庫の監事の職務を補助すべき職員の人事に関する事項の決定については、予め監事に同意を求めるとする。

8. 当金庫の監事の第6条の職員に対する指示の実効性確保に関する事項

- ①当金庫の監事の職務を補助すべき職員が監事監査業務の補助を行う場合は、監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。

9. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

- ①当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制
 - ①当金庫の理事は次に定める事項について、事前認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - ・理事会及び常勤理事会で決議された事項
 - ・当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・経営状況に関する重要な事項
 - ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・重大な法令、定款違反
 - ・公益通報の状況及び内容
 - ・その他コンプライアンス上重要な事項
 - ②職員は前項に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。
 - ③当金庫の監事は理事及び職員に対して「監査に必要な事項の報告を求められることができるものとする。」
- ②当金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する役員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制
 - ①子法人等の役員が、法令、定款違反又はその可能性のある事実を発見した場合や当金庫又は子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、当金庫の監事又は法務課・人事課へ報告を行う。なお、法務課・人事課に当該報告がなされた場合にあつては、法務課・人事課は監事への報告を行う。
 - ②当金庫の監事は、子法人等の役員に対して、その職務において必要な事項の報告を求められることができるものとし、その要請を受けた者は、監事に対して速やかに適切な報告を行う。
 - ③当金庫の監事は、その職務において必要な範囲において、子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。

10. 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止する。当該事項をコンプライアンス・ポリシーの「公益通報者の保護について」で表明する。

11. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ①当金庫の監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

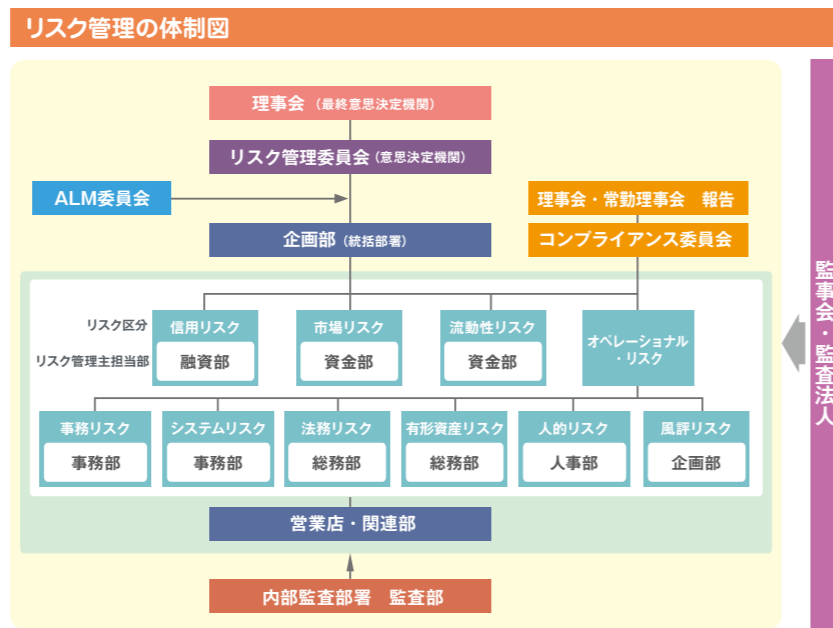
12. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当金庫の監事は、理事会また常勤理事会にいたっては常勤理事会、リスク管理委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について適切な監査の実施に努める。
- ②当金庫の監事は、会計監査人、監査部門およびコンプライアンス部門等と定期的意見交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。

リスク管理体制

当金庫はリスク管理を経営の重要課題と認識し、リスク管理の強化・高度化に向けた取り組みなど適切なリスク管理を行うための態勢・運営により、経営の健全性確保と適切な収益の確保に努めております。

リスク管理体制の整備についても、「リスク管理基本方針」を基に各リスクの管理規定及び「年度リスク管理方針」を制定するとともに、定量的なリスク管理等を定めた「統合的リスク管理規定」、各リスクの計量化方法を定めた「各リスク計測マニュアル」を定め、リスク管理の充実・強化に努めております。



◆ リスク管理体制の概要

当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によって構成された「リスク管理委員会」を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。

「リスク管理委員会」ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。更に、リスク管理の実効性を確保するため、組織上独立した内部監査部署による内部監査、監事による監事監査、および監査法人による外部監査を実施しております。

◆ 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスクを各カテゴリー毎に評価し総体的に捉え、定量的に把握・合算したリスク総量を経営体力(自己資本)と比較・対照する等の方法により適切な管理を行うことです。

市場リスクおよび信用リスクについては、それぞれバリュー・アット・リスク (VaR) を計測しています。またオペレーショナル・リスク相当額の算出については、バーゼルⅡにおける基礎的手法を採用しています。

当金庫では、最低所要自己資本比率や健全性の確保を考慮したリスク限度枠を設け、収益計画や市場動向を勘案し市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、預貸金の金利リスクの各リスクにリスク資本の配賦を行っています。これらのリスク限度枠やリスク資本の配賦はリスク管理委員会での協議を経て理事会で決定しています。

当金庫は、経営として許容できる範囲にリスクを制御し適正な収益を上げるため、統合的リスク管理態勢の整備及び充実に取り組みしております。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の業況が悪化し貸出金などの元本や利息の回収が困難となり損失を被るリスクです。当金庫は、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を定めた「クレジットポリシー」を制定し、役職員に理解と遵守を促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。更に、与信先の信用度を反映した信用格付制度の導入やリスクに見合う貸出金利のプライシング設定などによりリスク管理の強化に向け取り組みしております。

また、「資産査定規定」「資産査定実施マニュアル」「償却及び引当規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率、予想損失率により算出された貸倒引当金は、その結果につき、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

信用リスク管理システム

信用リスク管理態勢強化の一環として信用リスク管理システムを導入しております。

信用リスク管理システムは、「格付システム」「自己査定システム」「実績率システム」「償却引当システム」「計量化システム」で構成されており、法人信用格付・個人事業主格付並びに随時査定・月次査定等を通じて貸出資産の健全性確保および不良債権の発生未然防止に努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券の価格、為替などの相場が変動することにより、保有する資産の価格が変動し、損失を被るリスクのことです。

当金庫では、経営体力に応じたリスクの範囲内で、健全性を重視し、さらに収益性を高めることを基本とし、統合的に管理しています。

また、債券の種類別残高や低格付債券ならびに仕組商品残高の限度額等の遵守状況や損益状況等の適切なモニタリング体制にくわえ、バリュー・アット・リスクによるリスク限度額および日次のアラームポイントを設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内に制御する体制を整えております。

バックテスト

日次ベースで算出されたバリュー・アット・リスク (VaR) 量と評価損益との関係を検証するバックテストを実施しています。予測したVaR量を上回る評価損失が発生した場合は、リスク管理委員会を開催しリスク管理方針や運用計画等について協議する態勢としています。

ストレステスト

ストレステストとは、「起こりうる可能性はあるが、通常のリスク管理からは除外して考える」ような市場の大きな変化に対して、保有する資産の価値がどの程度毀損するかを把握する手法です。

当金庫は、「金利125BP上昇と株価20%下落及び為替20%変動」をストレステストと定義しストレステストを行っています。これは、ブラックマンデー時の株価下落と運用部ショック時の長期金利上昇及び1998年通貨危機時の為替変動を想定したものです。この他、「VaRバックテスト超過時の市場環境」によるストレステストを行い損失額を把握しています。

金利リスク管理

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫は、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、銀行勘定の全ての資産、負債、オフバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額(金利リスク)の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期しない資金流出により資金繰りが悪化したり、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当金庫では、安全性を優先し、健全な資金ポジションの構築、維持を図ることを基本としております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因により生じる損失に関するリスク」をいい、事務リスク・システムリスク等を含む広義の概念です。オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、「リスク管理基本規定」や各種リスク管理規定を踏まえ、組織体制を整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

また、「お客様相談室」の設置による苦情・トラブルに対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

なお、当金庫のオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法を採用しております。

事務リスク

事務リスクとは、預金や融資、為替等の事務を適切に処理しなかったため生じる事故、不正等を起こすことで損失を被るリスクをいい、当金庫では、事務規定の整備、臨店検査、店内検査、並びに事務指導、研修体制の強化により、事務リスク発生時の未然防止の措置を講じ、事務品質の向上に努めております。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動により損失を被ったり、不正使用や情報漏洩等によって損失を被るリスクをいいます。当金庫では、システムの管理手順を定め、システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のための管理態勢をとっています。また、定期的に外部監査を受け、システムの信頼性・安全性の確保に努めております。

法務リスク

法務リスクとは、当金庫の経営やお客様との取引などにおいて、法令や契約書および金庫内部規定や社会規範等を遵守しないことから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、経営理念、企業行動綱領、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、態勢の整備を行い、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んでまいります。

有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損失を被るリスクをいいます。当金庫は、適切な管理態勢の整備とリスク軽減に向けた取り組みを進めております。

人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不正および差別的行為(セクシャルハラスメント等)から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、各種人事関連規定の整備や通報窓口の設置など公正な人事運営に努めるとともに、教育・研修や職場指導等により、適切な管理を行っております。

風評リスク

風評リスクとは、当金庫に関する報道、記事、噂等により当金庫の評判が低下し、信用が毀損されることにより生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、これからも、「地域社会に価値ある存在」となるよう地域密着の信用金庫を目指し、お客様との強い信頼関係の構築に努めてまいります。

コンプライアンス態勢

◆ コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うすることです。

当金庫では、高い企業倫理に従って透明で公正な事業活動を行うべく、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスへの積極的な取り組みを行っております。

組織体制としては、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る諸施策を具体的に検討・評価、指示するとともに理事会等への報告・提議を行うなど、一連の事案を総合的に管理しております。また、コンプライアンス統括部署として、平成17年1月に「法務課」を新設し、コンプライアンス態勢のさらなる強化を図っております。

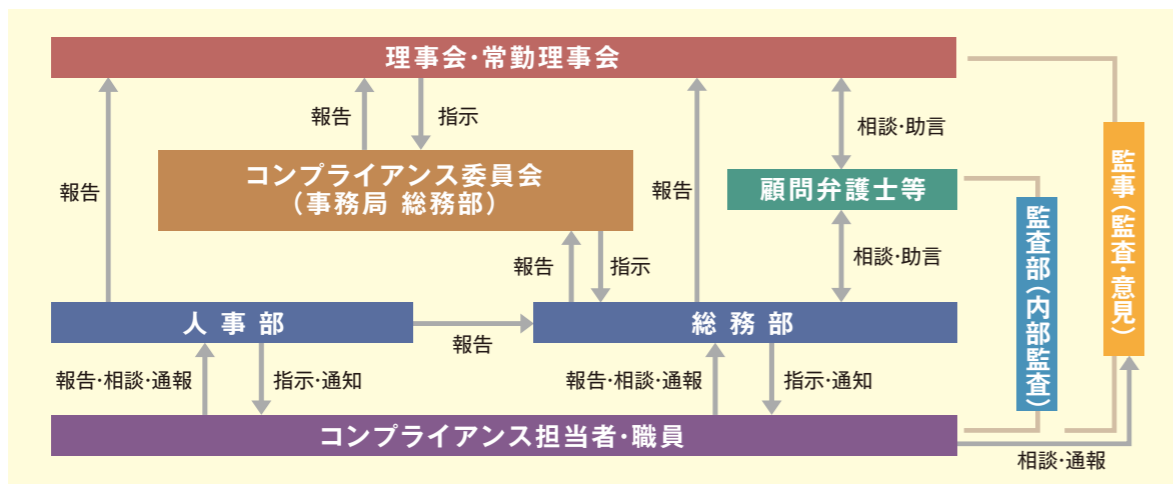
啓発活動としては、「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス・マニュアル」等の規定を全職員に配付、また、本部研修、各本店での勉強会を定期的実施し、コンプライアンスの啓発・指導に努めております。

平成17年4月から「個人情報保護法」、平成28年1月から「マイナンバー法」が施行され、当金庫におきましても、「個人情報保護宣言」にてお客様の個人情報の利用目的を公表する等、同法律に基づいた個人情報保護管理体制の整備を行っております。

また、平成18年4月施行の「公益通報者保護法」に対応する態勢も整えております。

これからも、コンプライアンスを最優先させ、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んでまいります。

《 コンプライアンス組織体制図 》



◆ 当金庫の企業行動綱領

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
5. すべての人々の人権を尊重する。
6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

(「コンプライアンス・ポリシー」より)

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

◆ マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

兵庫信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」といいます。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取り組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

また、当金庫グループにおけるマネロン等対策について、グループ体系的に管理・推進するため、グループ会社間での整合的な態勢の整備や情報共有に取組みます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価(犯罪収益移転危険度調査書)及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

お客様保護態勢

◆ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、信用金庫業務を通じ、「愛と信と和を基に、あふるる活力により金庫の発展をめざし、私たちの幸福とともに地域社会に価値ある存在となろう」という経営理念のもと、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）について、下記の考え方、方針に基づき適正かつ厳格に取扱うことを宣言いたします。

個人情報保護方針

- 当金庫は、お客様の個人情報等の取扱いに関し、個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。
- 当金庫は、個人情報等の取得、利用にあたっては、その利用目的を特定することとし、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報等の取扱い（目的外利用）はいたしません。また、目的外利用を行わないために、適切な管理措置を講じます。
- 当金庫は、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合を除き、取得した個人情報等を第三者に提供することはありません。

個人情報等の取扱い

1. 個人情報とは

本個人情報保護宣言における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって〔住所・氏名・電話番号・生年月日〕等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる）を含みます。〕。また「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。（1）身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ<例>顔、静脈、声紋、指紋認証用データ等（2）国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号<例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所、氏名、電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の個人情報には、
 - ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
 - ④電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確なるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客様の本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合を除いて、個人情報等を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的（利用目的）

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等への判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる受当性の判断のため
- 与信事業に際して当金庫が設置する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため（お取引解約・終了後に行うものも含みます。）
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（法令等による利用目的の限定）

- 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
 - 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - 預金口座付番に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページ他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お取引のある営業店もしくは右記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよういたします。

制定日 平成17年 4月 1日

改定日 令和 4年 11月 4日

兵庫信用金庫

理事長 園田和彦

- 当金庫は、個人情報等の取扱いに関する苦情及び相談を受けた場合は、その内容について迅速に事実関係等を調査し、合理的な期間内に誠意をもって対応いたします。
- 当金庫は、取得した個人情報等を適切に管理するため、組織的・人的・物的・技術的な安全対策措置を講じ、個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に取り組みます。
- 当金庫は、社会情勢・環境の変化を踏まえて、継続的に個人情報保護に関する個人情報保護マネジメントシステムを見直し、個人情報保護への取り組みを改善していきます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人（又は正当な代理人）であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。手続に必要な書面の様式、ご本人又は代理人であることの確認方法等についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

- 当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規定等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。
- 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
 - 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱い方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
 - 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規定等に違反している事実またはそのおそれ把握した場合は報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
 - 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
 - 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判別しないよう措置を実施しています。
 - アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 委託について

- 当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
- キャンシュカード発行・発送に関わる事務
 - ダイレクトメールの発送に関わる事務
 - 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供先が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。

この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①-②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客様のご依頼に応じ情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除きます）。

8. 加盟する認定個人情報保護団体について

当金庫は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室は、協会の個人個人情報等の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。（苦情・相談窓口） 日本証券業協会 個人情報相談室 TEL：03-6665-6784 ホームページ：https://www.jsda.or.jp/

9. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に連携します。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報保護管理責任者】 兵庫信用金庫 総務部担当理事

【個人情報等に関する相談窓口】 兵庫信用金庫 総務部

フリーアクセス：0120-685-123（受付時間 平日 8:45～17:00）

Eメール：houmubu@hyoshin.jp

◆ 金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 当金庫は、金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。
- 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 当金庫はお客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

（注）当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

◆ 「お客様相談室」の設置


平成18年2月に苦情・トラブル対応専任部署として「お客様相談室」を設置し、お客様からの苦情等に対して、迅速、的確に対応できる体制を構築しております。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはお客様相談室で受け付けています。

- 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等およびお客様相談室にて連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室	住 所	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地
	フリーアクセス	 0120-685-123 受付時間／平日 9:00～17:00
	受付媒体	電話、文書、面談、Eメール(houmubu@hyoshin.jp)

※お客さまの個人情報は、苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 当金庫のほか、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記お客様相談室にご相談ください。

全国しんきん相談所 （一般社団法人 全国信用金庫協会）	住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
	電 話 番 号	03-3517-5825
	受付日時	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00
	受付媒体	電話、文書、面談

- 兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、お客様相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。尚、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	兵庫県弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒650-0016 神戸市中央区橋通1丁目4番3号	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	078-341-8227	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金（祝日、お盆、年末年始除く） 9:00～17:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

※上記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは東京三弁護士会、全国しんきん相談所またはお客様相談室にお尋ねください。

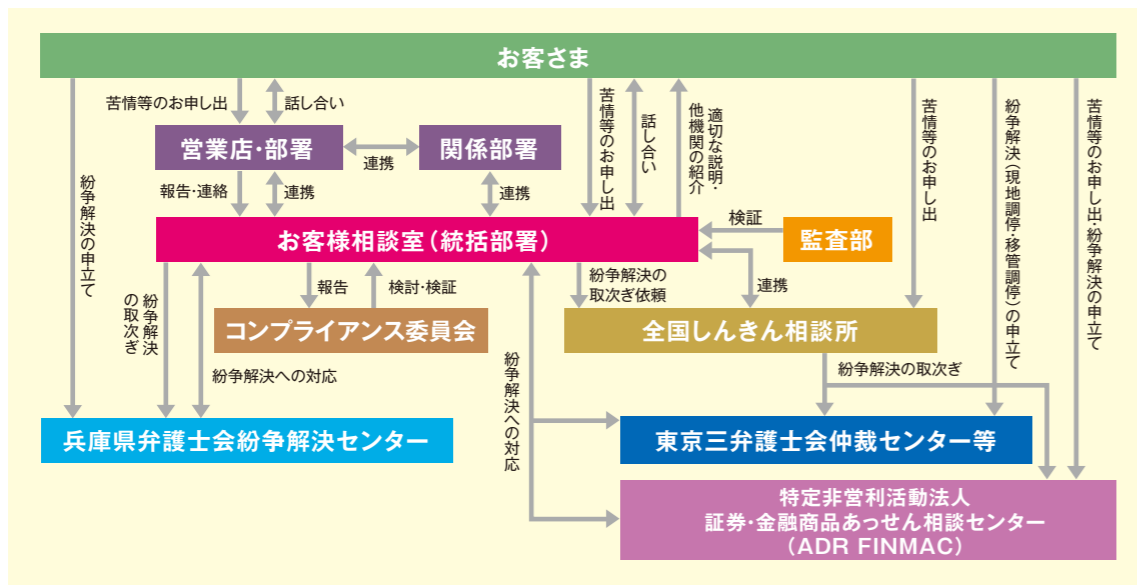
- 投資信託や公共債等の証券業務に関する苦情等は、日本証券業協会より苦情等の解決業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」でも受け付けております。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター （ADR FINMAC） （日本証券業協会）	住 所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1
	電 話 番 号	0120-64-5005
	受付日時	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00

7 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者としてコンプライアンス担当者をおくとともに、お客様相談室がお客さまからの苦情等を一体的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびお客様相談室が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて対応状況の進捗に応じた適切な説明を当該営業店・部署あるいはお客様相談室から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんぎん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対する態勢の在り方の検討、見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、監査部およびコンプライアンス委員会が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講ずることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



◆ 振り込め詐欺救済法への対応

平成20年6月21日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(いわゆる「振り込め詐欺救済法」)が施行されました。

この法律は、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金を振り込め詐欺等の犯罪被害に遭われた被害者の方に返還する手続等について定めた法律です。

当金庫では、法律の定める手続により被害に遭われた場合の資金の返還対応に努めてまいります。振込先が当金庫の方は、右記の連絡受付窓口までご相談ください。

尚、振込先の預金口座が当金庫の預金口座でない場合は、振込先の金融機関にご相談ください。

◆ 金融円滑化への対応

当金庫では、「地域金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規定」等を策定し、地域金融の円滑化に必要な措置・態勢整備を図っており、その一環として、新規融資や貸付条件の変更等の申込等に対するお客様からの苦情相談への対応体制についても適切に整備を行っております。

尚、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談につきましても、上記の相談窓口をご利用ください。

振り込め詐欺等の犯罪に利用された預金口座に関する情報については、順次「預金保険機構」のホームページでご覧になれます。

● 預金保険機構のホームページ
URL : <https://furikomesagi.dic.go.jp/>

「振り込め詐欺救済法」及び
貸付条件の変更等に関する苦情相談
お問い合わせ窓口

お客様相談室(フリーアクセス)

0120-685-123

受付時間/平日 9:00 ~ 17:00

◆ 偽造・盗難キャッシュカード被害が発生した場合の補償

万一、個人のお客様が被害に遭われた場合は、原則として当金庫が被害額を補償させていただきます。ただし、お客様に「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害額の全部または一部について当金庫が補償いたしかねる場合がございますので、十分ご注意ください。



被害額の補償範囲

	お客様に重大な過失または過失がなかった場合	お客様に過失があった場合	お客様に故意または重大な過失があった場合
偽造キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償させていただきます ※1		被害額は補償いたしかねる場合があります
盗難キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償させていただきます ※2	原則として被害額の75%を補償させていただきます ※2	

※1 補償にあたっては、当金庫所定の書類をご提出いただくとともに、キャッシュカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査にご協力くださいますようお願いいたします。

※2 補償を請求するためには、次の要件を満たしている必要があります。

- ① キャッシュカードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行なわれていること
- ② 当金庫の調査に対し、お客様より十分な説明が行なわれること
- ③ お客様が当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることやその他盗難にあったことを推測するに足る事実の確認ができるものを示していること

お客様の重大な過失となりうる場合

- 1 他人に暗証番号を知らせた場合 ※
- 2 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- 3 他人にキャッシュカードを渡した場合 ※
- 4 その他 ①～③ までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
※ 病気の方が介護ヘルパーなどに対して暗証番号を知らせてうっかりキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

お客様の過失となりうる場合

- 1 次の【1】または【2】に該当する場合
 - 【1】 当金庫から生年月日などの推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
 - 【2】 暗証番号を安易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
- 2 ①のほか、次の【1】のいずれかに該当し、かつ、【2】のいずれかに該当する場合、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
 - 【1】 暗証番号の管理
 - ア. 当金庫から生年月日などの推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
 - イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
 - 【2】 キャッシュカードの管理
 - ア. キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合
 - イ. 酔っ払いなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- 3 その他 ①、② の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

盗難キャッシュカード被害が発生した場合の留意点

お客様に故意、重大な過失または過失があった場合のほか、次のケースにも補償いたしかねる場合があります。

- ① 被害に係る当金庫への通知が被害発生日の30日後までに行なわれなかった場合
- ② お客様のご家族様などによる引出しの場合
- ③ 被害状況についての当金庫に対するお客様のご説明において、重要な事項について偽りがあった場合
- ④ 戦争、暴動などによる著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随してキャッシュカードが盗難された場合

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組状況

当金庫は、ビジョンとする「地域貢献度の高い金融機関」をめざし、「地域密着型金融の取組方針」を策定し、その達成に向けて日々活動してまいりました。このたび、令和5年度における同計画の主な取組実績を公表いたします。また、同計画の詳細な内容につきましては、ホームページ(<https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/>)において公表しておりますので、ぜひご覧ください。

当金庫は、地域密着型金融を地域金融機関の使命として捉え、自主性・創造性を発揮しつつ、恒久的に、その推進・深化に取り組んでまいります。

◆ 主な取組み

①事業支援課を中心に、販路開拓、専門家派遣支援等の各種経営課題の解決に取り組みました。	②経営革新等支援機関の認定を受け、経営改善計画策定のサポート等、より一層お取引先企業の経営支援に努めています。	③ひょうご中小企業技術・経営力評価制度に積極的に取り組み、取引先3件の申請を取り次ぎました。	④経営改善支援先を17先選定し、経営改善支援に取り組みました。
---	---	--	---------------------------------

経営革新等支援認定機関について

当金庫は、平成24年8月に中小企業経営力強化支援法が施行された事に伴い、経営改善に取り組む中小企業者に対して、今後も継続して専門性の高い支援事業を実現していく為に、認定申請を提出し、「経営革新等支援機関」に認定されました。

「経営革新等支援機関」を認定する目的・効果としては、中小企業・小規模事業者の経営課題は、多様化・複雑化しており、既存の中小企業支援者に加え、金融機関や税理士法人等の専門性を有する支援事業を行う者の認定を通じ、各支援機関が連携を図り、中小企業・小規模事業者に対して専門性の高い支援事業を実現する事により、地域全体における支援機能の質を高め、中小企業・小規模事業者に対する支援の輪が一層広がる事を期待しております。

尚、自ら経営改善計画等の策定が困難な中小企業・小規模事業者を対象に「経営革新等支援機関」が経営改善計画策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を促進しております。

* 経営改善計画策定支援に要する費用等については、総額の2/3(上限200万円)まで、「経営改善支援センター」が支援します。

* 「経営革新等支援機関」とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上ある者として、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、国の認定を受けた公的な支援機関。主な認定支援機関として、税理士・税理士法人・公認会計士・中小企業診断士・弁護士・金融機関等があります。

ひょうご中小企業技術・経営力評価制度について

この制度は、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが技術力・ノウハウや経営力・成長性を評価した評価書を発行し、企業価値のアピール、円滑な資金調達を支援する制度です。

兵庫県内に事業所を有し保証協会の保証対象業種に属する中小企業の皆様が利用できます。

経営支援について

地域の中小企業・小規模事業者の皆様の幅広い分野にわたる相談事にお応えし、皆様の成長・発展をご支援させていただくことで地域経済の活性化のお役に立ち、地域社会と当金庫の共存・共栄を目指しています。

◆ 経営改善支援等の取組実績

(令和5年4月～令和6年3月)

	期初債務者数 A	うち経営改善支援取組先数 a	(単位:先数)			経営改善支援取組率 a/A	ランクアップ率 β/a	再生計画策定率 δ/a
			αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定している全ての先数 δ			
正常先 ①	3,071	0	0	0	0	—	—	
要注先 うちその他要注先 ②	1,285	9	0	9	7	0.7	77.8	
要注先 うち要管理先 ③	0	0	0	0	0	—	—	
破綻懸念先 ④	417	8	0	8	7	1.9	87.5	
実質破綻先 ⑤	92	0	0	0	0	—	—	
破綻先 ⑥	15	0	0	0	0	—	—	
小計(②～⑥の計)	1,809	17	0	17	14	0.9	82.4	
合計	4,880	17	0	17	14	0.3	82.4	

(注)「再生計画を策定している先数δ」とは「中小企業活性化協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」を記載しております。

◆ 当金庫の金融仲介の取組みについて

平成28年9月、金融庁より、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価するための指標として「金融仲介機能のベンチマーク」が策定・公表されました。

当金庫では、地域密着型金融の推進、金融仲介機能の発揮に向けた取組みを実施しております。その取組みの自主点検・自主評価を行うために、ベンチマーク指標等を活用しております。

(ベンチマークの各指標は令和6年3月末基準)

当金庫をメインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標の改善が見られた先数、融資残高の推移

メイン先数(グループベース)	558	経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移(億円)	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
メイン先の融資残高(億円)	959		532	522	526
経営指標が改善した先数	274				

ソリューション機能の充実・発揮

事業性評価推進体制の強化

取引先企業の経営改善や成長力の強化

ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)、融資残高

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
与信先数(先数)	4,772	445	346	2,346	319	430
融資残高(億円)	2,078	103	180	1,245	103	283

当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況(先数)	条件変更先総数	好調先	順調先	不調先
	274	4	0	270

事業性評価に基づく融資の取組み

事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	先数	融資残高(億円)
	819	377
上記計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	17.2%	18.1%

◆ 創業・新事業支援融資実績

(令和5年4月～令和6年3月)

創業・新事業支援融資実績	件数	金額(単位:百万円)
	38	164

◆ 個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組状況

(令和5年4月～令和6年3月)

	件数	金額(単位:百万円)
技術評価制度利用融資	2	59
動産・債権譲渡担保融資	0	0
財務制限条項活用融資	2	313

◆ 中小企業活性化協議会等の活用実績

(令和5年4月～令和6年3月 当金庫持込み分)

	先数
中小企業活性化協議会	0
保証協会経営サポート会議	20

◆ 地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- 金融円滑化への対応を定めた、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規定」を制定します。
- 本部に金融円滑化統括責任者および金融円滑化管理責任者を設け、取組状況に関する検討・分析、並びに、関連部署への指示・指導を徹底します。
- 営業店において、営業店長を金融円滑化営業店責任者および融資担当役席を金融円滑化営業店担当者として選任し、お客様からの「金融円滑化相談窓口」として対応します。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や兵庫県信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

◆ 「経営者保証に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」という)の経営者の方々による個人保証(経営者保証)の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究所」では、中小企業(債務者)や経営者(保証人)、金融機関(債権者)の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

平成26年2月1日以降、当金庫と中小企業の経営者の

皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドラインが適用されることとなります。

また、当金庫では、中小企業の経営者の方からのガイドラインに関する窓口を以下のとおりご用意しております。

兵庫信用金庫 本支店窓口 及び
融資部 TEL.079-282-1259

※なお、お客様からの貸付条件の変更等及び上記ガイドラインに関するご意見や苦情相談は、下記の相談窓口をご利用ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室  **0120-685-123** 受付時間/平日 9:00~17:00

◆ 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和5年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は879件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は28.7%、保証契約を解除した件数は124件、保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組めます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまからの既存の保証の変更・解除等の申し出があった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上
令和5年6月1日
兵庫信用金庫

職場環境向上への取組み

◆ 次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく取組み

兵庫信用金庫は、女性のキャリア形成を支援し、より多くの女性職員が安心して、生き生きと継続的に働くことができる就業環境の整備を行うための取組みを実施しています。

女性の活躍に関する情報公表について

就職活動中の学生など求職者の企業選択に役立てるとともに、女性が活躍しやすい企業として優秀な人材の確保や競争力の強化を目的として、「女性の活躍の現状に関する情報」を公表いたします。

※厚生労働省HP「女性の活躍推進企業データベース」でも公表します。

女性の活躍の状況に関する情報 令和6年3月末現在

- ① 管理職に占める女性職員の割合 : 6.6%
※役員者に占める女性職員の割合 : 18.4%
- ② 有給休暇の女性職員の取得率 : 72.6%
- ③ 全職員に占める女性職員の割合 : 42.9%

次世代認定マーク『プラチナくるみん』を取得

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主第5期行動計画(11項目の認定基準)を全て満たしたことにより、厚生労働大臣から「特例認定一般事業主」の認定を受け、特例認定マーク『プラチナくるみん』を取得しました。

当金庫は、これからも子育てをおこなう労働者の職場と家庭との両立を支援し、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備に努めてまいります。



女性活躍推進認定マーク『えるぼし』を取得

女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定(5項目の認定基準)の内、4項目を満たしたことにより、厚生労働大臣から認定マーク『えるぼし(段階2)』を取得しました。

当金庫は、これからも女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に関する取組みに努めてまいります。



地域貢献・環境推進活動

SDGsへの取組

ひょうしんSDGs宣言

兵庫信用金庫は、「地域・お客様との『共通価値』の創造と発展(共存共栄)」を経営の基本方針とし、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献するよう努めてまいります。



令和3年4月1日
兵庫信用金庫
理事長 園田 和彦

【重点推進項目】

●地域社会の活性化

地域社会の一員として、文化支援や環境保全などの地道な活動を通じて、地域の皆様との絆をより強いものにし、広く地域社会の活性化に取り組んでまいります。

●地域経済の持続的な成長・発展

多様な課題の解決を通じて、地域振興や事業活動をご支援することにより、地域経済の持続的な成長・発展に取り組んでまいります。

●地球環境の保全

金融機関の本来業務を通じて環境保全に貢献するとともに、資源の効率的利用を通じて事業活動に伴う環境負荷の低減に努めてまいります。

●人材育成

女性のキャリア形成支援などを通じて、多様な人材が安心して、活き活きと継続的に働くことができる就業環境を整備し、「地域・お客様の成長を担う」人材の育成に努めてまいります。

環境推進活動

地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE(=賢い選択)」の趣旨に賛同し、「環境にやさしい信用金庫」を目指して以下の活動を続けています。

- ・エコ商品の販売(エコ住宅ローン、エコカーローン)
- ・「エコマーク認定」を受けた制服の採用
- ・カーボンオフセット通帳の採用
- ・クールビズ、ウォームビズ
- ・エコ粗品の提供
- ・紙・電力・排気ガスの削減



バリアフリーの推進について

お客様の多様なニーズにお応えできるように各種バリアフリー機器を全店に設置しております。また、全職員は「認知症サポーター養成講座」を受講し、「認知症サポーター」となっています。障がい者・高齢者の方への介助方法について学び、より多くのお客様に安心してご利用いただける店舗づくりに取り組んでいます。

ひめじ創生SDGsカフェの参加について

令和5年8月19日に開催された姫路市役所主催の「ひめじ創生SDGsカフェ」に参加しました。本イベントは姫路への想いや姫路の将来像について気軽に意見交換をし、姫路の魅力の再認識、まちづくりへの意識醸成を行う、タウンミーティングです。姫路市内在住、もしくは姫路市内に通勤・通学をしている35歳以下の方を対象に約70人が集まりました。

今回はSDGsの観点から「大阪・関西万博等を見据えた観光地域づくり」をテーマとし、姫路市の観光経済局、観光文化部観光課より姫路市の現状、観光への課題や取組の説明を聴き、各班ごとに画期的なアイデアを出し合い、発表を行いました。

令和5年10月7日には、8月にでたアイデアの中から「広告・PR」のものに絞り、アイデアの実現可能性を高める深堀会議を行いました。深堀会議では姫路域に焦点を当て、①「姫路域×人気商品」をコラボさせた商品を作成、②「姫路域×身近なもの」をコラボさせた写真コンテストをSNSで発信し、新たなファン層を姫路に取り組みむというアイデアが出ました。当庫は今後ともSDGsのイベントに積極的に参加し、地域活性化に努めてまいります。

兵庫県地域支援金融会議「ひょうご信用創生アワード2023」における優秀賞選定について

兵庫県内の中小企業・小規模事業者への金融支援や経営支援を行う支援機関において、優れた成果を上げた事例を顕彰することにより、ベストプラクティスを情報共有し、このような取組が拡大することを通じて地域経済の発展につなぐことを目的に「ひょうご信用創生アワード」は開催されております。今回の「ひょうご信用創生アワード」は新型コロナウイルス感染症影響により、4年ぶりの開催となりました。

兵庫県下の地域金融機関、政府系金融機関及び中小企業支援機関から幅広く事例を募集し、応募された29事例の中から優秀賞の6事例へ、当金庫が応募した事例が選定されました。

令和5年11月14日の公開最終選考会において、当金庫のお客様である株式会社丸五商会様と飾磨支店長がプレゼンターとして「オープンファクトリー手法を利用した飲食店向けトータルサポートによる事業再構築」のプレゼンテーションを約8分間行いました。内容は株式会社丸五商会様がコロナ禍において強みを活かしたオープンファクトリーを展開するうえで、金融支援以外の課題に対する伴走支援として、当金庫が他の支援機関などと連携し事業者支援を行った事例です。この支援事例により、株式会社丸五商会様の飛躍の一助となることが出来ました。



兵庫県中小企業家同友会向け事業承継勉強会開催

令和6年3月7日に兵庫信用金庫本店8階大会議室にて当金庫提携先である兵庫県中小企業家同友会の幹部会員の方々に事業承継勉強会を開催させていただきました。

当日は16名の経営者に参加いただきました。実際の事業承継の事例紹介と課題対応策についてご清聴後、事業承継についてのグループ討論をしていただきました。

グループ討論では各経営者が普段感じている事業承継の課題や悩み事についてさまざまな情報交換をしていただく良い機会となりました。また、会長から社長への承継方法やホールディングス化の手法なども具体的に検討したいなどの意見も多く出ました。

当金庫では事業承継に関するあらゆる課題に対して情報整理、対応案を例示する活動を全力で行っており、本部スタッフと支店担当者がオーナー様と個別面談をさせていただいております。事業承継は必ず発生する経営課題で時間もかかることが多いので早めの対応をおすすめいたします。

100円募金活動

2009年5月より有志職員から毎月一律100円の募金を募り、高齢者の方々への支援活動のために活用しています。第14回目は、営業エリア内にある社会福祉協議会へ車いす9台を含む介護用品等を寄贈しました。これまでの車いすの寄贈台数は合計302台となりました。今後も当活動を継続し、高齢者の支援活動を応援していきます。



「NPO法人フードバンクはりま」への寄贈について

「食品ロス」や「貧困」の問題に取り組まれるNPO法人フードバンクはりま様の活動に賛同し、職員から寄せられた食品655点を同法人へ寄贈させていただきました。

昨年に引き続き今年は夏頃を予定しております。

清掃活動

毎年「姫路城愛城会清掃奉仕活動」にボランティアとして参加しています。各営業店においても地元の清掃活動に積極的に取り組み、地域の美化に努めています。

地域イベントへの参加

「世界遺産姫路城マラソン」に毎年ボランティアスタッフとして参加し、給水所でのドリンク供給や走路員としてコース整備にあたるなど運営のお手伝いをしています。

各営業店においても、地域のイベントやお祭りなどに積極的に参加しています。



沿革・トピックス

◆ ひょうしんのあゆみ

昭和 6 年	1 月	網干信用販売組合設立 (S26.10.20.網干信用金庫に改組)
昭和 9 年	6 月	飾磨信用組合設立 (S26.10.20.飾磨信用金庫に改組)
昭和 24 年	6 月	上郡信用組合設立 (S25.7.6.赤佐信用組合に名称変更 S26.10.20.赤佐信用金庫に改組)
昭和 26 年	1 月	神和信用組合設立 (S27.5.8.神和信用金庫に改組)
昭和 39 年	2 月	網干信用金庫と飾磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫設立 (今村 記平、理事長に就任)
昭和 40 年	7 月	赤佐信用金庫と播磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫とする
昭和 41 年	1 月	吉田 伯治、理事長に就任
昭和 42 年	6 月	下川 己之進、理事長に就任
昭和 46 年	3 月	豊田 次、理事長に就任
昭和 47 年	5 月	播磨信用金庫をはりま信用金庫に名称変更する
昭和 49 年	4 月	はりま信用金庫と神和信用金庫が合併、 兵庫信用金庫設立
昭和 51 年	1 月	園田 正和、理事長に就任
昭和 54 年	7 月	営業地区の変更、三田市、宝塚市を拡張、印南郡が 加古川市に編入され事業地区は15市7郡となる
平成 2 年	5 月	営業地区を拡張、尼崎市を加え、16市7郡となる (事務センター完成)
	5 月	「第1期ふれあい大学」開講
平成 6 年	10 月	預金金利の完全自由化完了
平成 8 年	4 月	「大久保支店」新築移転オープン
平成 9 年	5 月	朝日監査法人と監査契約を締結
	11 月	インターネット上にホームページ開設
平成 11 年	3 月	郵貯ATMと相互接続開始
	6 月	投資信託の窓口販売業務開始
平成 12 年	1 月	イメージソング「のじぎくの花の輪を」制作
平成 13 年	1 月	ロゴマークを一新
	4 月	火災保険の窓口販売業務の開始
	7 月	「城西支店」名称変更並びに新築移転オープン
平成 14 年	2 月	確定拠出年金の取扱開始
	3 月	関西西宮信用金庫より店舗の一部譲受け
	10 月	生命保険商品の窓口販売業務開始
平成 15 年	9 月	新インターネットバンキング取扱開始
	11 月	「姫路中央支店」名称変更並びに新築移転オープン
	12 月	法人インターネットバンキング取扱開始

平成 16 年	1 月	公庫証券化住宅ローン(買取り型)の取扱開始
	1 月	マルチペイメントネットワーク取扱開始
	3 月	商工中金との業務提携締結
	6 月	園田 正和・会長、園田 和彦・理事長に就任
	7 月	中小企業金融公庫との業務提携締結
	7 月	集金代行サービス取扱開始
	11 月	無利息型普通預金取扱開始
平成 17 年	4 月	「個人情報保護法」施行に対応
	6 月	国民生活金融公庫と業務提携
	8 月	神戸ベンチャー育成投資事業有限責任組合設立に参画
平成 18 年	2 月	「お客様相談室」の設置
	2 月	「預金者保護法」施行に対応
	7 月	信金西日本ソリューションセンター設立 当庫・尼崎信金・金沢信金・日本ユニシス共同出資
	10 月	中小企業金融公庫CLO参加
平成 19 年	7 月	新オンラインシステムへ移行
平成 22 年	3 月	「加古川支店」新築移転オープン
	6 月	園田 正和、名誉会長に就任
平成 23 年	4 月	信金PLUS事業に参画
	5 月	兵庫県融資制度「東日本大震災対応貸付」取扱開始
平成 24 年	11 月	「経営革新等支援機関」認定
平成 25 年	2 月	「ひょうしんでんさいサービス」取扱開始
	10 月	兵庫県立大学産学連携機構と 「産学連携協力の推進に係る協定書」を締結
平成 28 年	7 月	次世代認定マーク「ブラチナくるみん」取得
平成 29 年	1 月	女性活躍推進認定マーク「えるほし」取得
	11 月	姫路経済研究所(姫路商工会議所内)と連携協定締結
平成 30 年	11 月	みなと銀行とM&Aマッチング連携開始
平成 31 年	4 月	兵庫県中小企業家同友会と連携協定締結
令和元年	10 月	出資証券ペーパーレス化(証券不発行)実施
	11 月	大阪ガス株式会社とのビジネスマッチング契約締結
	11 月	兵庫県信用保証協会「ひょうご信用創生アワード」優秀賞受賞
令和2年	1 月	(公財)神戸市産業振興財団と事業承継にかかる連携協定締結
	10 月	「コロナ対策関連WEBセミナー」を開催
	11 月	「WEB完結ローン」の取扱開始
令和3年	2 月	〈住宅所有者限定〉ひょうしんフリーローン「ワンレイト」の 取扱開始
	8 月	「神戸駅前支店」を御旅支店に移転し、店舗内店舗として 営業開始
	9 月	「藤原台支店」移転オープン
令和4年	5 月	「家島支店」移転オープン
令和5年	5 月	無担保住宅ローンのインターネット仮申込の受付開始

◆ トピックス【令和5年度】

令和5年	15日	「信用金庫の日」共同事業実施(専用ポケットティッシュ・花の種の頒布)
6 月	16日	「緑の募金活動」による募金を公益社団法人兵庫県緑化推進協会に寄付(11月7日にも同募金の寄付実施)
	19日	スーパー定期預金「夏真っ盛り」キャンペーン開始
11 月	1日	「50周年記念定期預金」販売開始
	20日	スーパー定期預金「冬日和」キャンペーン開始
12 月	10日	姫路城清掃奉仕活動(ボランティア活動)に役職員約50名参加
	14日	「百円募金活動」により、県内12カ所の社会福祉協議会へ車椅子9台、自助具等を寄贈
令和6年	16日	「令和6年能登半島地震救援千円募金」活動の実施(1月31日まで)
1 月	11日	「世界遺産姫路城マラソン2024」のボランティアスタッフとして職員30名参加
2 月	19日	スーパー定期預金「春らんまん」キャンペーン開始
	26日	「第19回お客様満足度向上に向けたアンケート調査」実施

営業のご案内

◆ ひょうしん事業支援相談業務

当金庫は、経営にかかわる各種ご相談を承っております。
ご相談の内容に応じて外部の専門家や公的機関への橋渡しもいたします。
お取引の有無などは問いませんので、是非、お気軽に最寄りの店舗または事業支援課までお声がけください。

相談内容 お客様の成長を誘引する4つのサポート

1. 起業・創業支援

- ▶ 創業事業計画の策定支援
- ▶ 各種助成制度の活用アドバイス
- ▶ 創業に係る資金のご相談
- ▶ 創業後のフォローアップなど

スタートアップを全力でサポート!!

2. 成長期

- ▶ ビジネスマッチング支援
- ▶ 専門機関を通じた人材マッチング支援
- ▶ 経営課題に向けた各種専門家のご紹介
- ▶ 働き方改革等、労務管理に精通した専門家のご紹介など

持続的な発展を全力でサポート!!

3. 成熟・企業再生期

- ▶ 生産性向上に向け各種支援制度活用のご相談
- ▶ 後継者育成に向けたアドバイス
- ▶ 事業の多角化に向けたM&A支援
- ▶ 外部専門機関と連携した企業再生・経営改善のご支援など

経営基盤強化を全力でサポート!!

4. 承継・再成長期

- ▶ 事業承継に関する課題考察・対策案のご案内
- ▶ 貴社顧問税理士・会計士との承継対策ご相談
- ▶ 公的相談窓口・専門性の高い提携税理士のご紹介
- ▶ 転廃業(転業・廃業・M&A等)など

円滑な事業承継を全力でサポート!!

お問い合わせ先

兵庫信用金庫 業務部 事業支援課
TEL.079-282-1263 FAX.079-282-1252

◆ 相談業務

お客様の幅広いニーズにお応えするために相談窓口の充実・強化に努めています。

預り資産相談サービス

投資信託・生保年金等の預り資産の相談にお応えできるよう体制を整えております。お客様の人生設計に応じた資産形成・資産運用・相続関連(税理士連携)のご相談に丁寧にお応えいたします。

『資産運用』お客様の資産形成に…

当金庫では投資信託をはじめ、個人年金保険、一時払終身保険、変額保険、医療・がん・介護保険、傷害保険、国債、地方債などの商品を各種取り揃えております。
お客様にあった運用プラン、保険提案をご案内いたしますので是非お気軽に各支店窓口までご連絡ください。

ローン相談サービス

住宅ローンやマイカーローン等各種消費者ローンのご相談につきましては最寄の営業店において行っておりますので、お気軽にお尋ねください。

『マイホーム』夢の実現に向けて…

新築・購入・リフォーム・借換えなどさまざまなローンについて、職員が丁寧にご案内しますので是非ご利用ください。

◆ インターネットバンキングサービス 令和6年3月末現在

インターネットに接続可能なパソコン(個人インターネットバンキングサービスはスマートフォンも利用可)による操作で残高照会や入出金明細照会・資金移動(振込・振替)などがご利用いただけるサービスです。

また、インターネットバンキングサービスをご利用のお客様はマルチペイメントネットワークサービス(ペイジー)もご利用いただけます。

法人インターネットバンキングサービス				
ご利用できる方	法人・個人事業者の方			
ご利用対象口座	普通預金・当座預金			
サービス内容	オンラインサービス	残高照会 入出金明細照会 振込・振替		
	ファイル伝送サービス	総合振込 給与振込 賞与振込 預金口座振替		
ご利用時間帯		平日	土・日・祝日(12月31日、1月1日~1月3日含む)	
	各種照会	残高照会	7:00~23:00	8:00~21:00
		入出金明細照会		
		取引履歴照会		
	資金移動(振込・振替)	当日		
		予約		
税金・各種料金の払込み				
ファイル伝送サービス	9:00~16:00	ご利用できません		
ご利用できる人数	最大5人まで			
月額基本手数料	オンラインサービス	1,100円		
	ファイル伝送サービス(オンラインサービスを含む)	2,200円		

※上記手数料には10%の消費税が含まれています。

個人インターネットバンキングサービス					
ご利用できる方	個人の方				
ご利用対象口座	普通預金				
サービス内容	残高照会	現在残高、前日・前月末の残高をご照会いただけます。			
	入出金明細照会	入出金のお取引をご照会いただけます。			
	振込・振替	ご指定のお振込先口座に振込ができます。			
ご利用時間帯		平日	土・日・祝日(12月31日、1月1日~1月3日含む)		
	各種照会	7:00~23:00	8:00~21:00		
				振込*	当日取引
					予約・予約取消
税金・各種料金の払込み					
月額基本手数料	無料				

* お受取人様の金融機関が対応していない場合、または、お受取人様の口座の条件や口座の商品性によりましては、即時に入金されないケースがございます。

※ご利用端末について

法人インターネットバンキングサービス・個人インターネットバンキングサービスのご利用いただける端末はホームページに掲載しております。

◆ 預金業務

預金の種類	内容と特色	預入金額	預入期間	
総口座	普通預金	普通預金に定期預金をセットでき、定期預金の90%(最高200万円)まで自動融資をご利用いただけます。 1冊の通帳に「貯める、受取る、支払う、借りる」の4つの機能を備えており、便利です。	1円以上	出し入れ自由
	定期預金		1,000円以上	1ヵ月以上5年以内
普通預金	無利息型普通預金(決済用普通預金)	いつでも入出金ができ、給料、年金のお受取り、公共料金の自動支払はもちろんキャッシュカードもご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
	当座預金	会社や商店のお取引に“ひょうしん”の小切手、手形をご利用ください。		
	通知預金	まとまったお金の短期運用に便利です。	10,000円以上	7日間以上
定期預金	自由金利型定期預金(大口預金)	市場金利を反映した利率が適用され、1,000万円以上の大口資金の運用に最適です。	1,000万円以上	1ヵ月以上5年以内
	自由金利型定期預金(スーパー定期)	市場金利を反映した利率が適用され、財産作りに役立ちます。	1,000円以上	1ヵ月以上5年以内
	期日指定定期預金	お利息は1年毎の複利計算、1年経過後はいつでも満期日の指定ができます。	1,000円以上 300万円未満	最長3年 (据置期間1年)
定期積金(スーパー積金)	まとまった資金づくりは、コツコツとムリのない毎月の積立から始められます。	10,000円以上	6ヵ月以上5年以内	
財形預金	財形住宅預金	住宅の新築、中古物件の購入、増改築などを目的に、5年以上積み立てていただくものです。 非課税枠は財形年金預金と合計で550万円以内。		積立期間5年以上
	財形年金預金	「個人年金」の時代にぴったりの年金づくりの預金です。 60歳以降5年以上20年以内にお受け取りになれます。 非課税枠は財形住宅預金と合計で550万円以内。	1,000円以上	5年以上 (据置期間6ヵ月以上5年以内)
	一般財形預金	勤労者の財産づくりのための有利な預金です。		3年以上の自動継続

◆ 信託代理店業務

信金中央金庫との代理店契約により信託代理店業務の取扱いを行っています。
しんきん相続信託「こころのバトン」、しんきん暦年信託「こころのリボン」を取扱っています。

◆ 保険商品窓口販売業務

生命保険会社との代理店契約により、保険商品の窓口販売業務を行っています。
ゆとりあるセカンドライフの資産形成に対するお客様のご要望にお応えいたします。

種類	保険料払込方法	特徴
年金保険	一時払型	加入時に定めた年金額を確実に お受け取りいただけます。 余裕資金の有効活用ができます。
終身保険	一時払型	万一の保障を一生にわたって確保できます。
医療・がん・介護保険	月払型	病気、ケガ、介護を一生にわたって保障します。
変額保険	平準払型	特別勘定により資産運用を行い、その運用実績によって保険金額等が増減します。

◆ 融資業務

個人向け融資			
ローンの種類	内容と特色	融資金額	融資期間
住宅ローン	住宅の新築、購入、住宅用地の購入、マンションの購入などマイホームづくりのためのローンで、①変動金利型、②固定金利型と③固定金利選択型があります。固定金利選択型では2年、3年、5年、10年、20年型があります。	1億円以内	40年以内 (一部50年以内)
証券化住宅ローン (フラット35・35S)	住宅金融支援機構が債権を買取りすることを前提とした住宅ローンで、長期安定した固定金利をご利用いただけます。	100万円以上 8,000万円以内	35年以内
リフォームプラン	お住まいの増改築、修繕、車庫建築など、手軽にお使いいただけます。また介護機器の設置工事にもご利用いただけます。	1,000万円以内	6か月以上15年以内
公的つなぎローン	購入物件の所有権移転日以降、住宅金融支援機構等の資金交付日までの業者への支払にご利用ください。	100万円以上 「公的資金融資額」の 範囲内	原則として6か月以内
無担保住宅ローン	不動産担保を必要とせず、不動産の購入資金、家屋増改築や住居修繕、住宅ローンの借換にご利用いただけます。	2,000万円以内	3か月以上20年以内
住宅サポートローン	しんきん保証基金付住宅ローン(有担保)の「新規契約(予定)者」および実行後6ヶ月以内の方で最終返済時年齢が満80歳以下の方。家具、自動車などの購入、ローンの借換にご利用いただけます。	500万円以内	40年以内かつ 住宅ローン融資期間内
住宅サポートローン ワイド	当金庫住宅ローン(有担保)を契約中で最終返済時年齢が満80歳以下の方。申込人またはそのご家族が健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。ローン(無担保)の借換にもご利用いただけます。	500万円以内	20年以内
きゃっするカードローン		10万円以上 800万円以内	2年間 (2年毎に契約更新)
しんきんカードローン	カードでご利用いただけ、急な出費に対応できるローンです。	10万円、30万円、 50万円、70万円、 100万円の5種類	2年間 (2年毎に契約更新)
シルバーきゃっする カードローン	満60歳以上69歳以下で年金受給されている方にご利用いただけます。充実したセカンドライフにご利用ください。	50万円以内	2年間 (2年毎に契約更新)
フリーローンモアV	満20歳以上で完済時81歳未満の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由、事業性資金にもご活用ください。	1,000万円以内 (事業性資金は500万円以内)	6か月以上10年以内
フリーローン「グッド」		500万円以内	6か月以上15年以内
フリーローン「ドリーム」	満20歳以上で完済時75歳以下の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由、事業性資金・おまとめ資金にもご活用ください。	500万円以内	3か月以上10年以内
多目的ローン「ホープ」	満18歳以上で完済時81歳未満の安定収入のある方にご利用いただけます。冠婚葬祭や旅行など、お使いみちが確認できる資金にご活用ください。	500万円以内	6か月以上10年以内
住宅所有者限定 フリーローン 「ワンレイト」	住宅を所有している方、もしくは住宅所有者の方と同居している1親等以内の親族の方で、満20歳以上かつ完済時75歳以下の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由です。	500万円以内	6か月以上10年以内
マイカーローンV	新車・中古車のご購入、車検・修理費用などの自動車に関する費用にご利用ください。	1,000万円以内	6か月以上10年以内 (元金据置最長6か月含む)
エコカープラン	環境にやさしいハイブリッド、低排出ガス車等新車・中古車購入資金に低利でご利用いただけます。	1,000万円以内	3か月以上15年以内 (元金据置6か月以内)
カーライフプラン	自動車の購入、免許取得費用、車庫建築費用等お車に関する資金にお使いいただけます。		
教育プラン (ザ・大志スペシャル)	入学、進学、受験など就学に付帯する費用にご利用ください。	1,000万円以内	3か月以上16年以内 (元金据置は卒業予定月まで)
しんきん一般個人ローン	文化的に豊かな生活を営むための資金に幅広くご利用いただけます。	500万円以内	3か月以上10年以内 (元金据置6か月以内)
事業者向け融資			
ローンの種類	内容と特色	融資金額	融資期間
事業者カードローン	当座貸越の口座から、契約限度内の範囲内で必要な時に必要な金額を反復してご利用いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	2年間 (2年毎に契約更新)
「飛躍(ひやく)」	法人のお客様の資金ニーズに迅速に無担保でお応えできるローンです。	1億5,000万円以内	10年以内
「エール」	事業を営むお客様の事業資金に迅速にお応えできるローンです。	2,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
ビジネスローン「プライム」	業歴2年以上で決算を2期経過した法人で、事業資金【運転・設備・借換(他行庫、自金庫の借換含む)】にご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	6か月以上10年以内 (期日一括返済の場合は1年以内)

住宅ローン

豊かな暮らしに

◆ 証券業務

種類	内容と特色
公共債の窓口販売	長期利付国債・個人向け利付国債等の公共債を窓口で販売しています。ご購入に際し、一定の条件に該当する方はお得なマル優・マル特がございます。
投資信託の窓口販売	国内債券を主な投資対象とするファンドや、海外債券、国内株式、海外株式を主な投資対象とするファンド、また国内不動産投信や海外不動産投信を主な投資対象とするファンド等を窓口でお取扱いをしています。

◆ 代理貸付業務

各団体名		
● 信金中央金庫	● 日本政策金融公庫	● 独立行政法人住宅金融支援機構
● 独立行政法人福祉医療機構	● 独立行政法人中小企業基盤整備機構	● 独立行政法人勤労者退職金共済機構

◆ 各種サービス

種類	内容と特色
クレジット業務	近畿しんきんカードと提携して、しんきんVISAカード、しんきんJCBカードの発行の取次を行っています。
アンサーサービス	お客様の口座の入出金(振込や自動引落し)をファクシミリにてお知らせするサービスです。
法人インターネット バンキングサービス	法人・個人事業主のお客様を対象に、パソコンからインターネットを利用して各種照会等(残高照会・入出金明細照会)や資金移動(振込・振替)一括データ伝送サービス(総合振込・給与振込・預金口座振替)・ペイジー(税金・各種料金払込)などが利用できるサービスです。
個人インターネット バンキングサービス	個人のお客様を対象に、パソコンやスマートフォンを利用して各種照会等(残高照会・入出金明細照会)や振込・ペイジー(税金・各種料金払込)などが利用できるサービスです。
投信インターネットサービス	ご自宅のパソコンやスマートフォンを利用して、インターネットで投資信託の購入や売却等ができるサービスです。
マルチペイメントネットワークサービス (ペイジー)	法人インターネットバンキングサービス・個人インターネットバンキングサービスを利用し、税金や各種料金等の払込ができるサービスです。
電子記録債権サービス (でんさいネット)	従来の手形に代わる新しい決済手段です。お取引などで発生した債権をインターネット(PC)を通じて電子記録を行うことで、安全・簡易・迅速に発生・譲渡・決済などを行うサービスです。
デビットカードサービス	ひょうしんのキャッシュカードでお買い物ができます。クレジットカードと違いお買い物と同時にお客様の指定口座より代金が引き落とされます。
しんきん電子マネー チャージサービス	お客様が携帯電話の操作により当金庫キャッシュカード発行済の口座から出金し、携帯電話に電子マネーをチャージ(入金)するサービスです。
ネット口座振替受付サービス	お客様が携帯電話やパソコンを介して収納機関のインターネットサイトから預金口座振替契約を締結できるサービスです。
自動受取サービス	給料、年金、配当金、国債の元利金などのお受取りに、安全で確実な自動受取サービスをご利用ください。
自動支払サービス	各種公共料金、学費、家賃、クレジット代金などの支払いに便利です。
定額振込「振込じょうず」	家賃、仕送り、月謝など毎月一定額を振込される個人・法人の方が利用できる自動振込サービスです。
学校諸費用等口座振替サービス	小学校・中学校・高校等の各種の学校を対象としたサービスで、生徒から定期的に徴収される授業料、育友会費、給食費などの学費を当金庫が預金口座振替により集金代行するものです。
貸金庫	預金証書、有価証券、権利証、貴金属等重要な財産を安全に保管させていただきます。
夜間金庫	金庫の営業時間終了後に、お客様の手持ちの現金、お店の売上金などをお預りし、ご指定の口座にご入金いたします。

令和5年度の業績

◆ 令和5年度の運営方針

当金庫は、令和5年度策定(期間3ヵ年)の第10次中期経営計画「共通価値」の深化一をスタートさせております。同中期経営計画は、「企業の成長支援と家計の資産形成支援の徹底」、「営業力強化に向けた組織運営」、「地域、お客様の成長を担う人材の育成」、「リスクテイク(信用・市場)とリスク管理の対応力強化」の4つを基本方針として掲げております。また、コア業務純益(投資信託解約損益を除く)、当期純利益、貸出金残高、預金残高及び自己資本額の5項目を目標経営指標としております。

◆ 令和5年度の経営環境

令和5年度における我が国経済は、新型コロナウイルスが5類に移行し、経済活動の正常化が一層進むとともに、物価の上昇と賃上げの動きもあり、日経平均株価は史上最高値を更新しました。また、日本銀行は3月の金融政策決定会合において、マイナス金利政策を解除しました。一方、中東情勢の悪化、中国経済の低迷及び11月に控える米大統領選など地政学リスクは依然として高い状況が続いております。

◆ 令和5年度の預金・貸出金・損益の状況

預金

お客様の金利選好・安全性などのご希望にお応えできるよう、スーパー定期預金のキャンペーンを年3回実施し、また、期間限定の新商品「50周年記念定期預金」を発売した結果、多くのお客様の支持を得て、個人預金を中心に預金・積金残高は71億円増加し、7,159億円となりました。

貸出金

お客様の資金需要にお応えできるよう、一般事業資金、住宅ローン、消費性ローン等の商品をご用意しておりますが、新型コロナウイルスが収束後、回復基調を維持しているものの、原材料価格の高騰等の影響により運転・設備資金需要の変化や個人消費ローンの伸び悩みにより貸出金残高は13億円減少し、3,141億円となりました。

損益の状況

金利の上昇等により資金利益が増加したほか、経費の削減等により、経常利益は前年比330百万円増加の1,828百万円となり、当期純利益は、前年比363百万円増加し1,844百万円となりました。

◆ 自己資本比率について

自己資本比率(令和6年3月末) **10.88%**

当金庫の安全性・健全性を示す比率のうち自己資本比率については、有価証券を中心にリスク・アセットが増加したものの、適正な内部留保により自己資本が増加したことで、前年比で0.05%ポイント上昇しました。

令和6年3月末の自己資本比率は10.88%と国内基準の4%を上回っており、「ひょうしん」の経営が安全かつ健全であることを示しています。今後も皆様に安心してご利用いただけますように、リスク管理と収益力の強化を推し進め、自己資本の充実に努めてまいります。

$$\text{自己資本比率の算出方法} >>> \text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 } 34,732 \text{ 百万円}}{\text{リスク・アセット } 319,191 \text{ 百万円}} \times 100 = 10.88\%$$

■ 最近5年間の主要な経営指標の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	9,679	9,437	9,307	10,357	10,317
経常利益	873	1,338	827	1,497	1,828
当期純利益	681	1,316	735	1,481	1,844
出資総額	2,408	2,392	2,400	2,404	2,418
出資総口数(千口)	4,816	4,784	4,801	4,809	4,837
純資産額	30,064	34,440	33,239	27,744	31,864
総資産額	710,879	756,068	763,148	739,644	750,814
預金積金残高	676,151	696,626	706,301	708,765	715,922
貸出金残高	325,333	341,371	327,234	315,572	314,177
有価証券残高	212,440	232,475	246,947	238,469	254,016
単体自己資本比率(%)	9.32	10.07	10.40	10.83	10.88
出資に対する配当金	96	95	94	95	119
出資1口当たりの配当金(円)	20	20	20	20	25
役員数(人)	11	10	9	10	11
うち常勤役員数(人)	7	6	6	7	8
職員数(人)	521	499	486	468	475
会員数(人)	43,641	43,184	42,581	41,873	41,298

(注)残高、計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含まれておりません。

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく記載事項

I. 単体(信用金庫法施行規則第132条等における規定)	ロ. 金庫及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 資料 17
イ. 事業の組織 現況 8	②危険債権 資料 17
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名 現況 8	③三月以上延滞債権(貸出金のみ) 資料 17
ハ. 会計監査人の氏名又は名称 現況 8	④貸出条件緩和債権(貸出金のみ) 資料 17
二. 事務所の名称及び所在地 現況 32	⑤正常債権 資料 17
2. 金庫の主要な事業の内容 現況 2	ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 資料 27
3. 金庫の主要な事業に関する事項	二. 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの 資料 17
イ. 直近の事業年度における事業の概況 現況 31	4. 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 資料 12
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 現況 31	
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項 資料 7	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
イ. リスク管理の体制 現況 10	
ロ. 法令遵守の体制 現況 12	
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 現況 18	
二. 金融ADR制度への対応 現況 15	
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 資料 2	
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 資料 15	
②危険債権 資料 15	
③三月以上延滞債権(貸出金のみ) 資料 15	
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ) 資料 15	
⑤正常債権 資料 15	
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 資料 20	
二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券 資料 10	
② 金銭の信託 資料 11	
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引 資料 12	
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 資料 15	
ヘ. 貸出金償却の額 資料 15	
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 資料 3	
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 資料 12	
7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者記名 資料 3	
(参考)退職給付会計について 資料 13	
II. 連結会計年度の開示事項	
1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 資料 16	
ロ. 金庫の子会社等に関する事項 資料 16	
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況 資料 16	
ロ. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 資料 16	
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 資料 16	
ロ. 金庫及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 資料 15	
②危険債権 資料 15	
③三月以上延滞債権(貸出金のみ) 資料 15	
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ) 資料 15	
⑤正常債権 資料 15	
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 資料 20	
二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券 資料 10	
② 金銭の信託 資料 11	
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引 資料 12	
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 資料 15	
ヘ. 貸出金償却の額 資料 15	
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 資料 3	
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 資料 12	
7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者記名 資料 3	
(参考)退職給付会計について 資料 13	
II. 連結会計年度の開示事項	
(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 資料 27	
(2) 自己資本の構成に関する事項 資料 27	
(3) 自己資本の充実に関する事項 資料 28	
(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高 資料 29	
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 資料 29	
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 資料 29	
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 資料 29	
(5) 信用リスク削減手法に関する事項 資料 29	
(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 資料 29	
(7) 証券化エクスポージャーに関する事項 資料 29	
(8) 出資等エクスポージャーに関する事項 資料 29	
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 資料 29	
(10) 金利リスクに関する事項 資料 29	

現況…兵庫信用金庫の現況
資料…資料情報編(資料情報編については、ホームページに掲載しております。)

ひょうしんのネットワーク

◆ 店舗一覧 (令和6年5月31日現在)

地区	店名	住所	TEL	キャッシュコーナー稼働時間	
				平日	土・日曜日・祝日
姫路市	① 本部	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1255	—	—
	① 本店営業部	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1340	8:00~21:00	9:00~19:00
	② 飾磨支店	〒672-8051 姫路市飾磨区清水111番地	079(234)1313	8:00~21:00	9:00~19:00
	③ 西飾磨支店	〒672-8079 姫路市飾磨区今在家四丁目20番地の1	079(234)1311	8:00~21:00	9:00~19:00
	④ 広畑支店	〒671-1121 姫路市広畑区東新町一丁目10番地の2	079(236)3001	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑤ 蒲田出張所	〒671-1103 姫路市広畑区西夢前四丁目213番地	079(236)2727	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑥ 網干支店	〒671-1234 姫路市網干区新在家1406番地	079(272)0881	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑦ 網干駅支店	〒671-1227 姫路市網干区和久294番地の1	079(272)4433	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑧ 白浜支店	〒672-8023 姫路市白浜町甲329番地	079(246)1751	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑨ 姫路中央支店	〒670-0965 姫路市東延末二丁目163番地	079(223)7871	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑩ 今宿支店	〒670-0055 姫路市神子岡前一丁目2番10号	079(298)3567	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑪ 城西支店	〒670-0084 姫路市東辻井二丁目6番31号	079(293)1111	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑫ 野里駅前支店	〒670-0806 姫路市増位新町二丁目18番地	079(224)2345	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑬ 御立支店	〒670-0074 姫路市御立西六丁目3番28号	079(297)4555	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑭ 家島支店	〒672-0101 姫路市家島町真浦2140番地	079(325)1122	8:45~17:00	—
⑮ 坊勢出張所	〒672-0103 姫路市家島町坊勢133番地	079(327)1221	10:00~15:00	—	
神戸市	⑯ 神戸中央支店	〒650-0004 神戸市中央区中山手通二丁目4番11号	078(391)6011	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑰ 神戸駅前支店	〒652-0804 神戸市兵庫区塚本通四丁目3番5号(御旅支店内)	078(575)8886	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑱ 御旅支店	〒652-0804 神戸市兵庫区塚本通四丁目3番5号	078(575)8886	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑲ 新長田支店	〒653-0841 神戸市長田区松野通三丁目3番28号	078(611)6331	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑳ 六甲支店	〒657-0027 神戸市灘区永手町三丁目4番15号	078(851)2311	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉑ 五毛出張所	〒657-0815 神戸市灘区薬師通一丁目2番7号	078(881)6211	8:45~21:00	9:00~19:00
	㉒ 滝の茶屋支店	〒655-0883 神戸市垂水区王居殿一丁目5番2号	078(751)1955	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉓ 学が丘支店	〒655-0004 神戸市垂水区学が丘四丁目22番41号	078(782)8111	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉔ 東灘支店	〒658-0011 神戸市東灘区森南町一丁目6番5号	078(451)0161	8:45~21:00	9:00~19:00
	㉕ 藤原台支店	〒651-1321 神戸市北区有野台二丁目1の1	078(981)5552	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉖ 山の街支店	〒651-1221 神戸市北区緑町六丁目1番1号	078(581)0011	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉗ 鈴蘭台支店	〒651-1113 神戸市北区鈴蘭台南町六丁目14番20号	078(592)5881	8:45~21:00	9:00~19:00
西宮市	㉘ 甲子園支店	〒663-8151 西宮市甲子園洲島町9番10号	0798(47)4151	8:00~21:00	9:00~19:00
明石市	㉙ 大久保支店	〒674-0058 明石市大久保町駅前二丁目6番地の5	078(936)6231	8:00~21:00	9:00~19:00
加古川市	㉚ 東加古川支店	〒675-0101 加古川市平岡町新在家275番地	079(423)2455	8:45~21:00	9:00~19:00
	㉛ 加古川支店	〒675-0065 加古川市加古川町篠原町50番地の7	079(423)0131	8:45~21:00	9:00~19:00
高砂市	㉜ 高砂支店	〒676-0072 高砂市伊保港町一丁目8番1号	079(448)6001	8:00~21:00	9:00~19:00
たつの市	㉝ 御津支店	〒671-1341 たつの市御津町釜屋10番地の5	079(322)1151	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉞ 新宮支店	〒679-4313 たつの市新宮町新宮1040番地13	0791(75)3211	8:45~21:00	9:00~19:00
相生市	㉟ 相生支店	〒678-0031 相生市旭一丁目2番地の3	0791(22)4425	8:45~21:00	9:00~19:00
赤穂市	㊱ 赤穂支店	〒678-0239 赤穂市加里屋50番地の6	0791(43)1301	8:00~21:00	9:00~19:00
	㊲ 尾崎出張所	〒678-0226 赤穂市ざつき町11番地の9	0791(45)1238	8:00~21:00	9:00~19:00
揖保郡	㊳ 太子支店	〒671-1561 揖保郡太子町鱈1327番地の7	079(276)4141	8:00~21:00	9:00~19:00
赤穂郡	㊴ 上郡支店	〒678-1231 赤穂郡上郡町上郡1645番地の81	0791(52)0330	8:45~21:00	9:00~19:00
佐用郡	㊵ 佐用支店	〒679-5301 佐用郡佐用町佐用3013番地	0790(82)2224	8:00~21:00	9:00~19:00

◆ 営業地区

姫路市・加古川市・高砂市・赤穂市・相生市・加西市・明石市・小野市・三木市(旧美嚢郡吉川町を除く)・三田市
神戸市・芦屋市・西宮市・宝塚市・尼崎市・宍粟市・たつの市・揖保郡・赤穂郡・佐用郡・加古郡・神崎郡

◆ 店外ATM一覧

店名	設置場所	キャッシュコーナー稼働時間	
		平日	土・日曜日・祝日
大津出張所	姫路市大津区天神町二丁目65番地	8:45~21:00	9:00~19:00
妻鹿出張所	姫路市飾磨区妻鹿19番地の4	8:45~21:00	9:00~19:00
イオンモール姫路リバーシティ出張所	イオンモール姫路リバーシティ 1階	9:00~21:00	9:00~19:00
イオンモール姫路大津出張所	イオンモール姫路大津 1階	9:00~21:00	9:00~19:00
姫路赤十字病院出張所	姫路赤十字病院2階ホール	8:00~20:00	9:00~17:00
ヤマダストアー網干店出張所	ヤマダストアー網干店入口横	9:00~21:00	9:00~19:00
ヤマダストアー新辻井店出張所	ヤマダストアー新辻井店 2階	9:00~21:00	9:00~19:00
コープ砥堀出張所	コープ姫路砥堀店 1階	9:00~21:00	9:00~19:00
コープ田寺出張所	コープ姫路田寺店 1階	8:00~20:00	9:00~17:00
新開地出張所	神戸市中央区中町通四丁目2番16号	8:45~21:00	—
エコー・リラ出張所	エコー・リラショッピングセンター本館 2階	9:00~21:00	9:00~19:00
久崎出張所	佐用郡佐用町久崎248番地の8	8:45~21:00	9:00~19:00
主婦の店赤穂店出張所	主婦の店赤穂店内	9:00~21:00	9:00~19:00

◆ 当金庫のディスクロージャー誌の閲覧に係るご案内

当金庫のディスクロージャー誌の、より詳細な情報については「資料情報編」として当金庫のウェブサイトに掲載しております。

当金庫のウェブサイト

<https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/hyoushin/index.html>

